

法務省人定訓第 1 号

本省局 部 課 長
所 管 各 庁 の 長

法務省定員規則（平成 13 年法務省令第 16 号）第 2 条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 4 月 1 日

法務大臣 上 川 陽 子
（公印省略）

法務省定員細則の一部を改正する訓令
法務省定員細則（平成 13 年法務省人定訓第 80 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表を次のように改める。

区 分		定 員	備 考
本 省	内 部 部 局	大 臣 官 房	1 事務次官 1 人 及び秘書官 1 人 を含む。 2 うち、60 人 は、司法法制部 の定員とし、司 法法制部の定員 のうち、6 人 は、国立国会図 書館支部法務図 書館の定員とす る。
		民 事 局	92 人
		刑 事 局	60 人

	矯正局	72人	
	保護局	36人	
	人権擁護局	24人	
	訟務局	78人	
	入国管理局	138人	
	小計	892人	
施設等 機関	法務総合研究所	84人	
	矯正研修所	54人	うち、24人は、 支所の定員とする。
	刑務所・ 少年刑務所 及び拘置所	19,655人	
	少年院	2,454人	
	少年鑑別所	1,188人	
	婦人補導院	2人	
	入国者収容所	215人	
	小計	23,652人	
	地方支 分部局	法務局及び 地方法務局	8,834人
矯正管区		247人	
地方更生 保護委員会		291人	

		保護観察所	1,538人	
		地方入国管理局	4,517人	
		小計	15,427人	
	検 察 庁		11,809人	
	本 省 計		51,780人	
公 安 審 査 委 員 会	内部部局	事 務 局	4人	
公 安 調 査 庁	内部部局	総 務 部	78人	長官1人及び次長 1人を含む。
		調 査 第 一 部	121人	
		調 査 第 二 部	165人	
		小 計	364人	
	施 設 等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所	7人	
	地 方 支 分 部 局	公 安 調 査 局	1,250人	
	公 安 調 査 庁 計		1,621人	
法 務 省 合 計			53,405人	

附 則

- この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

--	--	--	--	--

機密性2情報

区 分	期 間	定 員
少 年 鑑 別 所	平成30年9月30日までの間	1,193人
法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	平成30年9月30日までの間	8,839人
地 方 入 国 管 理 局	平成30年9月30日までの間	4,518人
検 察 庁	平成30年12月31日までの間	11,823人